

1 4月14日、カナダ連邦政府は、入国者の自己隔離の執行を強化するため、すべての入国者から入国時に自己隔離計画を聴取すると発表しました。

この自己隔離計画が不十分又は不適切と判断された場合は、ホテル等、首席公衆衛生官の指定する施設で隔離することが求められます。

- ・この措置は4月15日0時より実施。
- ・症状の有無を問わない。
- ・65歳以上の高齢者や、基礎疾患のある人と接触する場所での隔離は認められない。
- ・隔離場所は、食料や必要な医薬品など、基本的な生活必需品が入手できる環境である必要がある。
- ・隔離場所までの移動過程において、マスク（医療用でないもの）を着用する必要がある。
- ・カナダ到着時に与えられた指示に従わないものは、最大6か月の懲役及び（又は）75万ドル罰金が課されることがある。
- ・検疫法または規制を故意に違反し、他者に死または身体的危害を負わせた場合、最高100万ドルの罰金または最高3年の懲役、あるいはその両方が課されることがある。

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2020/04/government-of-canada-updates-mandatory-requirements-for-travellers-entering-canada.html>

2 4月14日、オンタリオ州議会は、3月17日に発令し、同4月14日が期限となっていた緊急事態宣言を5月12日まで延長することを決定しました。

これにより引き続き公園、公共スペースの使用制限や集会の禁止等の措置が継続されます。これらの措置の期限は現時点では4月23日までとなっています。

（当館注：4月11日に発出した当館領事メールにて、「オンタリオ州は、州内の緊急事態宣言を4月23日まで延長する」とお知らせしましたが、正確には、「オンタリオ州は、緊急事態宣言の下で講じてきた措置を4月23日まで延長する」であり、この点は今回の州議会の決定でも変更ありません。）

https://news.ontario.ca/opo/en/2020/04/ontario-extends-declaration-of-emergency-to-continue-the-fight-against-covid-19.html?utm_source=ondemand&utm_medium=email&utm_campaign=p

3 東京医科大学病院・渡航者医療センターでは、海外在留邦人の方々を対象に、「新型コ

「新型コロナウイルス感染症 よろず相談窓口」を開設しています。

新型コロナウイルス感染症に関する健康上の相談事項について、電子メールでの相談が可能となっております。

〈対象者〉 海外在留邦人

〈相談員〉 渡航者医療センター医師・看護師

〈費用〉 無料

〈相談方法〉

東京医科大学病院 渡航者医療センター travel3@tokyo-med.ac.jp

上記アドレス宛に1)～5)をご記載のうえ、お送りください。

- 1) お名前 あるいはイニシャル (姓・名)
- 2) 滞在国・都市名
- 3) ご年齢
- 4) 性別
- 5) 新型コロナウイルス感染症に関する健康相談内容 (300文字まで)

〈注意〉

- ・ 日本国内から、可能な範囲での相談対応となります。
- ・ 時差等の関係で、回答までに長くて2～3日を要する場合がありますことがあります。
- ・ 質問内容によってはお答えできないものもあります。

以上